

**平成29年 第1回**

**仁木町議会定例会会議録**

**( 2日目 )**

**開 議 平成29年3月10日 (金)**

**散 会 平成29年3月10日 (金)**

**仁 木 町 議 会**

## 平成29年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 議 平成29年3月10日（金） 午前 9時30分  
散 会 平成29年3月10日（金） 午前11時31分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

## 出席議員（9名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子  
4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一  
7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（0名）

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 議 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月9日に引き続き、5番・宮本議員及び6番・林議員を指名します

---

## 日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。1名の方から1件の質問があります。

『就学援助について』以上1件について、8番・上村議員の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）就学援助について。2017年度の政府予算案で要保護世帯（生活保護世帯と同程度に困窮している世帯）に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の補助単価が、小学生が現在の2万470円から4万600円に、中学生が2万3550円から4万7400円にそれぞれ引き上げられることは、その実現を求めてきた保護者や関係者にとって大変喜ばしいことです。一方、準要保護世帯（生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯）については、平成17年度に国庫補助制度を廃止し、各自治体へ移管したことにより、交付税措置はされているものの、各自治体の財政状況により支給額や認定基準を縮小しているところも多く見受けられます。また、平成25年～27年に行われた生活保護扶助基準を下げた影響により、所得基準が変更したことで就学援助の基準も下がったため、対象から外れてしまう世帯も多く発生していると考えられます。平成28年度における本町の就学援助の対象者は何名で、全児童・生徒数に対してどのくらいの割合なのでしょう。本町の就学奨励費支給要綱によると、認定基準を生活保護基準の1.1倍としています。基準を引き上げることはできないのでしょうか。昨年の予算特別委員会では、基準引き上げについて伺ったところ、「財政当局とも協議していきたい」との答弁でしたが、その後どうなったのでしょうか。

2点目に、新入学児童生徒学用品費の支給日についてですが、平成27年度の予算特別委員会でも伺いましたが、支給日が6月では入学準備に間に合わず、新入学を迎える児童生徒の保護者は大変です。後志管内では前倒しで支給を行っている町村や、検討を行っている町村も増えてきていると伺っていますので、本町でも前向きに検討する必要があると考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）只今の上村議員からの就学援助についての質問にお答えいたします。

1点目の就学援助の対象者数、割合及び認定基準の引き上げについて申し上げます。本町の全児童生徒数は、平成29年2月末現在で239名となっており、うち要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費の支給対象者は、小学生が25名、中学生が13名の合計38名であり、全児童生徒に占める割合は15.9%となっております。

す。また、認定基準の引き上げについては、これまで社会情勢や後志管内の状況を踏まえ検討してまいりましたが、後志管内の3分の2の町村において、認定基準を生活保護基準見直し前の1.2倍以上としており、仮に他町村で支給されていた児童生徒が、本町へ転校した場合には支給されないこともあり得ますので、平成29年度の認定分から基準の引き上げについて検討しているところであります。

2点目の新入学児童生徒学用品費の前倒しでの支給について申し上げます。まず、要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費の申請から支給までの流れについてご説明いたします。4月上旬に学校を通じて保護者に案内を配布、4月中旬までに申請をいただき、その申請を受け5月上旬までに所得調査を行い、5月中旬に認定の可否決定、その後、学校を通じて保護者に認定の可否決定通知及び請求書を送付、6月上旬までに保護者から請求書の提出を受け、6月中旬以降に支給している状況であります。本町の場合、前年所得を基準として認定しているため、所得調査を実施する際、5月上旬が最も早く事務処理が進められる時期となっております。議員仰せの前倒しで支給を行っている町村や、検討を行っている町村も増えてきていることにつきましては、教育委員会におきましてもその実態は把握しており、以前当該自治体に問い合わせたところ、認定決定する所得については、前々年の所得を基準として認定しているとのことでありました。本町の状況を考慮いたしますと、基幹産業であります農業の所得や社会情勢などにより、給与所得においても、毎年の所得が大きく変動することが想定され、前々年の所得を基に認定の可否決定を行うことは実態にそぐわないと考えております。以上のことから、本町におきましては、新入学児童生徒学用品費を含めた要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費について、前倒しで認定し支給することは困難と考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）第1点目の認定基準を1.1から1.2へ引き上げを検討しているということなので、ぜひ29年度分からお願いしたいと思います。平成25年第2回定例会の一般質問の中で、生活保護基準が引き下げられ、「各種制度に影響を及ぼすので、その世帯を把握して対処してほしい。」と質問したところ、「影響が及ばないように対応して、これまで以上の住民サービスができるよう検討します。」との答えがありましたけれども、平成25年から毎年のように段階的に生活保護基準が引き下げられていくのですから、とても曖昧になるのではと思っていたのですが、こういうふうに基準を1段階でも上げてくださると大変助かります。子どもの貧困が社会問題化する中で、仁木町も子ども医療費の無料化、給食費の補助などを実施してくれて本当に助かっているという親が増えておりますし、あまり知られていませんが、教育行政執行方針の中にありました、ワークブックや学力テストの費用負担などは管内では珍しいのではないのでしょうか。義務教育の無償化が言われていても、学校にかかるお金は結構たくさん出ていくものです。中学校に上がる時、制服代、ジャージ等いくらぐらいかかるか、ご存じでしょうか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）仁木中学校の例でございますが、中学入学時には制服及びジャージ等の準備をするということになっております。制服につきましては男女それぞれございますが、大体2万円、男子については2万円プラス、あと夏服も含めまして約3万円。女生徒につきましては、更にセーラー服のスカート等もございまして3万6000円くらい、そしてジャージも含めると6万7000円というようなことで聞いているところでございます。また、ジャージにつきましても指定のものがございまして、それも含めた額

ではその程度かかるということで把握しております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）国の方は2万円から4万円に上げたと言っても、こういうふうには制服が5万円から7万円かかるのですよね、中学校になると。それに、外靴とか上靴とかかばんとか含めると、本当に10万円くらいかかるのですから、この生活保護を貰わないでいる世帯というのは、本当に貯金もないでしょうし、本当に大変な状況の中にある中で、この前倒しというのは、すごく必要なものではないかと考えます。学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されています。小学生は初めてで判断が難しいでしょうけれども、小学校から中学校に進級する場合、親の給料とか所得が本当に急速に上がるということはとてもないと思いますので、そういうふうに大きく変動した場合には、返納するというところで誓約書を書いても良いですけども、教育長の裁量でできるようにしていただけないでしょうか。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）上村議員からの再質問でございますけれども、私も人の子でありますので、その気持ちは十分に理解するところであります。この度の、この就学援助については、前々から町長とお話しいたしまして、当然その基準を上げることについては、1名あたり小学校・中学校でそれぞれ基準が違いますけれども、やはり年間10万円くらいの、10万円以上のお金がかかると。当然その対象枠というか基準を上げる、引き上げることによって何名かのお子さんが増えると、当然それも税金で賄っていかなければならないと。ご承知のとおり教育委員会は独立した行政委員会ということで、予算の決定権、また、予算の編成については権限は持ってございません。当然それについては、町長の権限でございまして、教育委員会が独自にこの事業をやりたい、あの事業をやりたいと言っても、それはあくまでも歳出の部分だけでありまして、町全体の歳入、また、歳出のバランスを取るためには、やはり今の制度の上では、援助をしてやりたいとすると、それに伴うそうした財源措置はどうするのだと言ったときには、最終的には町長の判断になるということで、上村議員の思いというのは私も十分に受け止めておりますので、最後は佐藤町長からですね答弁をいただいて、この件について、お話しをしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今、各地で前倒しが進んでいるのは、子供の貧困対策に関する大綱、平成26年8月29日閣議決定された就学援助の適切な運用についての記述があり、文部科学省初等中等教育局長が、「児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮をするよう通知している。」との国会答弁や、北海道議会の第4回定例会で教育長が、「就学援助制度の適切な実施について、引き続き各市町村教育委員会や学校に働きかけてまいります。」と答弁していますが、そういう通達というものは来ていないのでしょうか。

○議長（横関一雄）鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木昌裕）只今の関係でございますが、平成29年2月21日付け北海道教育委員会局長名で、各市町村教育長あての文書については、仁木町の教育委員会にも届いております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今年度は、私の質問も時期的に遅く、今年度に間に合いませんけれども、ぜひ引き続き検討していただきますよう、町長の考えをお聞かせください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の質問にお答えいたします。

先ほど、角谷教育長の方からも答弁ありましたとおりですね、平成29年度分の認定分から基準の引き上げについて検討しているとの答弁がございましたが、昨年の予算特別委員会でもそういう話が出てですね、これまで、私も含め教育委員会ともいろいろ協議をしてですね、この件に関しては、もう既に基準の引き上げを行う方向で私も前向きに考えておまして、ただ、ご承知のとおり今年度は改選期ということもありまして、就学援助に係る基準の引き上げや、又はトイレの水洗化など、そういった教育分野に係る政策的な予算というものはですね、次の、私は2期目の政策として反映していきたいなというふうに考えておりますので、その辺の部分もご理解していただきたいなというふうに思っております。また、給付の前倒しについてですけれども、これについてもですね、これからまた教育委員会ともどもですね、協議をしてまいります、そのように考えておりますので、ご理解していただきたく存じます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）それではよろしく願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

### 日程第3 議案第11号

平成29年度余市郡仁木町一般会計予算

### 日程第4 議案第12号

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

### 日程第5 議案第13号

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

### 日程第6 議案第14号

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）日程第3、議案第11号『平成29年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第14号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上4件を一括議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括上程されました平成29年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町民税固定資産税などを合わせて2億7549万8000円でまだまだ自主財源に乏しく、歳入を地方交付税に依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は事業の実施に大きく影響を及ぼすことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金5796万5000円を取り崩し、繰り入れを行い、平成29年度の予算編成を行ったところであります。

平成29年度の予算規模につきましては、一般会計が総額38億967万1000円、前年度対比では3億7001万

1000円、10.8%の増でございます。国民健康保険事業特別会計は総額で2億3651万8000円、前年度対比では1114万7000円、4.5%の減でございます。簡易水道事業特別会計は総額2億8880万3000円、前年度対比で8464万5000円、22.7%の減となっております。後期高齢者医療特別会計は総額が6420万4000円、前年度対比では168万2000円、2.7%の増でございます。以上4会計予算の合計は、総額で43億9919万6000円となり、前年度対比で2億7590万1000円、6.7%の増となっております。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして、4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する、平成29年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する、平成29年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、平成29年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時52分

---

再 開 午前10時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた、平成29年度各会計予算特別委員会正副委員長の互選結果を報告します。

平成29年度各会計予算特別委員会委員長に水田議員、副委員長に嶋田議員が互選されましたので、報告します。

次に、資料要求の件について、お諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

---

日程第7 議案第5号

仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について

日程第8 議案第6号

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議案第7号

仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第8号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第9号

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について

日程第12 議案第10号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第5号『仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について』ないし、日程第12、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』以上6件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号から議案第10号まで一括提案説明させていただきます。

議案第5号、仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について。仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第6号のページをお開き願います。議案第6号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第7号のページをお開き願います。議案第7号、仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について。仁木町高等学校生徒学資金貸付条例（昭和49年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第8号のページをお開き願います。議案第8号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第9号のページをお開き願います。議案第9号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例（平成12年仁木町条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第10号のページをお開き願います。議案第10号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について。ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求める。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. の指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称は、所在地が仁木町大江1丁目地内、名称がふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場でございます。2. の指定管理者に指定する団体の住所及び名称は、住所が伊達市大滝区三階滝町637番地1、名称は株式会社北海道名販 代表取締役 元田英樹でございます。3. の指定の期間といたしまして、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。以上6件を一括提



案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題、6件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成29年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、平成29年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第15号

#### 仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第15号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第15号でございます。

仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）議案第15号、仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

改正の趣旨を説明いたします。15歳以上の未成年者又は被保佐人が印鑑の登録を受けようとする場合において、本条例の中では、法定代理人又は保佐人の同意を必要としていましたが、入籍届等の戸籍の届け出に際し、家庭裁判所への申し立て及び届け出を法定代理人又は保佐人が行うのは15歳未満であり、15歳以上は申し立て及び戸籍の届け出等を本人が行うこととなっております。また、保佐人及び被保佐人については、選定された旨が市区町村への通知はされず、把握することが困難であるということもございます。以上のことから15歳以上の未成年者又は被保佐人が印鑑の登録を受けようとする場合において、法定代理人または保佐人の同意を必要とするという項目を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右側が旧、現行の条例、左側が改正条例案でございます。右側の第4条中、第3項を削るものでございます。附則につきましては、施行期日の定めであり、この条例は平成29年4月1日から施行するというものであります。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第16号

##### 仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第16号『仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第16号でございます。

仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について。仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第16号、仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯ではありますが、平成27年9月9日に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」と言いますが、この法律の一部を改正する法律が公布されております。この法改正におきましては、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、番号利用法第19条第7号に定めております法定の情報連携に加えまして、法で定められた事務以外で町の条例において独自に定めた事務、独自利用事務と言いますが、その独自利用事務における情報連携を可能とする規定とその利用に関する規定が新たにこの法律に追加されております。更に、昨年12月28日、この法律の施行日を定める政令が公布、本年5月30日から施行されますことから、特定個人情報の保護措置を定めました本条例の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては、仁木町個人情報保護条例の改正を行う第1条関係の改正におきましては、

独自利用事務のネットワークの利用及び記録の保管等を定めた番号法第26条が新たに追加されたことによる条ずれの改正、第2条関係の改正につきましては、各条文において新たに追加されます独自利用事務についても適用がされるよう、仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。第1条関係の改正につきましては、仁木町個人情報保護条例の一部改正であります。第26条の2第1号、エ中、第28条を第29条に改めるもので、番号利用法第26条が新たに追加され、条が1条ずつずれたことによる改正であります。新旧対照表の2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、平成27年9月に改正いたしました仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例の改正でございます。第2条第3号中、第2項の次に、「（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第26条第3項において同じ。）」を加えるものであり、この第3号の定義規定に新たに法律に追加されました独自利用事務におけるネットワークの利用に関する規定を追加しているものでございます。下段から次ページ上段の第26条第3項の改正につきましては、訂正請求の決定をした場合の取り扱いを規定しておりますが、法定の情報紹介者情報提供者のほかに、独自利用事務に係る情報紹介者情報提供者を対象に追加するというものであります。附則につきましては施行期日の定めでありまして、この条例は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる日（平成29年5月30日）から施行するというものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今のお話、説明の中で、独自利用事務というお話がございましたけれど、これはどのようなものが対象となってくるのでしょうか。それと、この番号利用ということは、これマイナンバーの関係でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）こちらの個人情報の保護条例に規定する、今回新たに規定するものについてはマイナンバーの関係の改正でございます。そして、独自利用事務というものにつきましては、法律の方で生活保護の事務ですとか、法律で定められている事務は法に載っております。その他は、法が施行するまでの間にですね、各町村において独自でマイナンバーを使用したいという事務があればですね、個人情報保護、国の方の審査会で協議を行った上ですということを行うことになるわけですが、想定される事務といたしましては、乳幼児医療費の関係の事務ですとか、そういったものが想定されるものでありますけれども、現段階本町においては、まずマイナンバー法で定められた部分の事務をきちんとした形で遂行したいということで独自利用に関する事務は、特段今の段階では定めてはいないという状況であります。以上です。

○議長（横関一雄）他に、質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第17号

### 仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15号、議案第17号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第17号でございます。

仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成2年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第17号、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯でございますが、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例につきましては、地方公務員法や人事院規則等の関係法令に基づき定めており、今般、育児休業・介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されましたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては、1点目として、育児を行う職員の早出・遅出勤務、深夜勤務等の制限に係る子の範囲の拡大。2点目として、介護を行う職員の超過勤務の免除規定の追加。3点目として、介護のための所定労働時間の短縮措置、介護時間の新設。4点目として、介護休暇の分割取得を可能とする改正。5点目として、条文の精査による条項等の繰り上げなどの整理を行っているものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行条例で左側が改正案となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。第8条の2の時間外代休時間の規定につきましては、新旧対照表の5ページにあります。第20条の規定を第8条の2として、条を繰り上げ例規として条項の

整理を行ったものであります。次に、改正前の第8条の2の規定につきましては、育児等を行う職員の早出・遅出勤務に関する規定でございますが、「その子」の次にですね、「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずるものとして規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加えて、同条を第8条の3とするものでありまして、育児を行う職員の早出・遅出勤務の対象となる子ども、子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を加える旨の改正であります。

続きまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。同条第2項は、介護を行う職員における早出・遅出勤務の準用規定でございますが、「日常生活を営む者に支障があるもの」を「要介護者」に改め、中段の改正は、前項の規定を読み替えていることから、前項の改正と同様の文言を加えているものであります。下段改正前の第8条の3の規定は、育児または介護を行う職員の深夜勤務、時間外勤務を制限する規定で、同条第4項は介護を行う職員における準用規定となっております。この度の法律改正により介護を行う職員の超過勤務の免除規定が設けられましたことから、育児を行う職員における免除について規定していません同条第2項を準用させるため、同条第4項中「第1項及び前項」から、「前3項」に、「日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、下段から3ページ上段の改正につきましては、育児を行う職員について定めております同条第2項の読替規定を追加し、同条を第8条の4としているものであります。

3ページをご覧ください。第10条は先ほどご説明いたしました第20条を第8条の2に繰り上げたことによる条ずれの改正であります。第11条につきましては、休暇の種類を定めておりますが、新たに介護時間というものを設けるものであり、同条第2項は、前項第6号が追加されたことによる文言の整理であります。第12条は有給休暇の承認について定めておりましたけれども、後程ご説明いたしますが、今回の改正で追加します介護時間の承認を含め、第19条として新たに休暇の承認について整理規定したことからですね、第12条削除として改めるものであります。

4ページをご覧ください。第17条は介護休暇について定めておりますが、文言の整理及び中段以降につきましては、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、現行、6月の期間内において1回であった休暇を、1つの介護状態ごとに3つの期間に分割し、6月の範囲内で取得することができる。というように改めるものであります。同条第2項及び第3項につきましては、介護休暇の分割取得の改正に伴う文言の整理でございます。改正前の同条第4項につきましては、次ページにあります第19条として新たに休暇の承認規定を整備しますことから削除するものであります。続きまして、下段になります。改正前の第18条であります。こちら第8条において、正規の勤務時間以外の時間における勤務。第8条においては、こちらの正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めておりますが、重複する部分があることからこちらを削除し、新たに規定します介護時間に関する規定を定めているものであり

ます。新たな18条といたしましては、要介護者の介護のため、1つの要介護状態ごとに連続する3年の期間内において、承認を受け勤務しないことができるとする休暇制度を介護時間として新設するものであります。第2項におきましては、介護時間として取得できる時間を1日につき2時間の範囲内で認められた時間とし、第3項において、その場合は給与を減額する旨を定めているものであります。

次に5ページをご覧ください。改正前の第19条につきましては、本条例の第10条において代休日について規定されており、重複する部分があることから、今回新たに追加します介護時間を含めた休暇を取得する場合の承認についての規定として、改めるものであります。改正前の第20条につきましては、第8条の2として、条項の整理をいたしましたのでこちらを削除し、改正前の21条特例の部分を一括繰り上げ特例を第20条としているものであります。第21条につきましては、改正前の第22条と第23条を一括の条文に整理し、1括繰り上げしているものであります。附則についてですが、附則第1項は施行期日の定めでありまして、この条例は平成29年4月1日から施行するというものであります。附則の第2項につきましては、本条例改正等により、仁木町職員の給与に関する条例の条文において条ずれが生じますことから、附則において改正するものであります。その次のページ、7ページをご覧ください。第5条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に、第15条中「第20条第1項」を「第8条の2第1項」に改めるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今いろいろ、ご説明があったわけですが、なかなかこう理解しにくい部分がありまして、とりあえず、国の法律が変わって改正されて、それに伴って、うちの方の条例を整理するというところですが、まず、今までもいろいろ休暇等、病欠だとか、いろいろな休暇があったわけですが、今回更に拡大されてですね、今現状少ないといいますが、その職員の中で、果たしてそういう部分を休暇を取られた職員に対してどのように対応されていくのか。そういう部分でですね、ちょっとご質問させていただきます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）少ない職員の中で今この新しく休暇を作るといって、どのような形ということですが、国の方におきましてもですね、働く人の方ですね、仕事と家庭の両立支援ということで、いろいろ様々な法改正の方をして、制度として作ってきている状況であります。町の方といたしましては、今回のですね、介護時間の新設につきましては、介護時間、勤務する時間が1日ありますが、その期間の中をですね、2時間の範囲内で請求により取得することができるという、今で言うと育児時間というのがもう制度化されて条例でも入っております。そちらと同様の内容でですね、介護をする方がいる職員がいる場合、そちらの方の制度ということで、法整備がされてきているものでありまして、実際に取られている職員がいるかということになりますと、育児時間につきましても、今、育児時間としては、その時間を取っているという職員はいないという状況でありますけれども、自治体といたしましては、国に基づいた制度の中でですね、率先して、そういう両立支援のそういう部分について進めてまいりたいと思っておりますので、今回改正をした次第でございます。



○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の件はちょっと、町長の方からちょっとお伺いしたかった部分なんです、それで、結構なんですけれども。町長の方、今回は改選期ということで、ただ、物の考え方として、やはり今、少ない職員の中でやっている中で、どういう支障が出るかは、取らないとわからないんですが、実際、発生しないとわからないと思うんですけれども、その手当として、介護なんていうのは突発的に出てくるものですから、例えば育児休業というのは、ある程度事前にわかる話でありまして、ですからそういう部分の対応として、町長はどのような対応を考えているのか。お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員の質問にお答えいたします。

今回の職員の職場環境の改善も含めてですね、家庭と仕事の両立を図るために、さまざまな今、条例改正をして環境整備を整えるわけでありまして、佐藤議員が今おっしゃられたようにですね、確かに今少ない限られた職員の数の中で、こういった手当なり環境整備を整えると、なかなか穴が空いてしまい、仕事の部分で支障を来すことも有り得る可能性があります。そういった場合には、今の段階でも臨職や嘱託で、そこは賄っている部分がございますけれども、これからですね、やはり職員の数という部分に関してもですね、もう少し見直さなければならぬというふうに思っております。以前であれば、恐らく今ほど、人口減少も影響はありませんでしたので、たとえそういった状況に陥ったとしてもそれに代わる対処方というのはあったんでしょうけれども、今は個々の職員の権利という部分も守られている中で、やはりそういった職場環境の改善というのもやはり充実させていかなければいけないご時世になってまいりましたので、その辺の部分では、行政としても改善はしていきますし、ただ人数、職員の数という部分も今後、見直してそれが上がるかどうかはこれから、検討してですね、整備してまいりたいなとそのように考えている次第であります。以上です。

○議長（横関一雄）他に、質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第18号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第18号でございます。

仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成4年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく新見総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第18号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯と改正趣旨についてご説明申し上げます。仁木町職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員法、人事院規則の関係法令に基づき定めているところでありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことによりまして、今回所要の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことによりまして、1点目として、その対象となる子の範囲を追加する改正。2点目として、対象となる子どもの範囲が拡大されたことにより、再度の育児休業または再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定の追加。3点目として、介護時間及び育児時間を併用した場合の部分休業を承認できる時間の改正。4点目として、文言の整理を行うものであります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行条例で左側が改正案となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。第2条の2につきましては、育児休業法において定められております特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子の他、それに準ずるものとして、将来的に養子縁組里親になることが見込まれる里親に委託されている子を育児休業の対象となる子として追加しているものであり、第2条の3につきましては、第2条の2が新たに追加されたことにより、1条繰り下げ、第2条の3としているものであります。第3条につきましては、再度の育児休業を取得できる場合の特別の事情を定めているものでありますが、同条の第1号及び第2号につきましては、この改正前の第1号を細分化しておりまして、更に新旧対照表2ページになります。第2号のイにおいて、育児休業を取得できる子の範囲が拡大されましたので、特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除き、特別養子縁組の請求事件が終了した場合、そして児童福祉法の第27条第1項第3号による里親への委託の措置が解除された場合を再度育児休業が取得できる場合の特別な事情として追加しているものであります。同条の第3号から第6号までにつきましては、2号が追加されましたことにより1条ずつ繰り下げているものであります。対照表の2ページ下段から3ページにかけてであります第11条につきましては、再度の育児短時間勤務を取得できる場合の特別な事情について定めておりますけれども、先程と同様にですね、



同条の第1号及び第2号につきましては、改正前の第1号を細分化して、第2号におきましては、先ほど第3条において特別な事情として新たに追加しました、その特別養子縁組の請求事件が終了した場合及び児童福祉法の規定による里親への委託の措置が解除された場合を引用し追加しているものであります。同条第3号から第7号までにつきましては、第2号が追加されましたことによる条の繰り下げでございます。下段、3ページの下段、第12条につきましては、次のページ4ページになりますが、引用条例の略称を追加しており、第19条の第1項につきましては文言の整理を行っております。同条の第2項中段であります。同条の第2項につきましては、部分休業の承認に関する規定でございますが、先ほど、議案の第17号において可決いただきました部分休業としての介護時間の新設に関する規定を追加し、育児時間と介護時間を合算して2時間を超えないことと規定しているものであります。その他は文言の整理を行っております。附則につきましては施行期日の定めでありまして、この条例は平成29年4月1日から施行するというものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17 議案第19号

### 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第19号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第19号でございます。

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第19号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

平成28年度税制改正に伴う地方税法及び関係法令が改正され、仁木町税条例、仁木町税条例の一部改正条例（平成26年条例第4号）及び仁木町税条例等の一部改正条例（平成27年条例第17号）におきましても所要の改正を行う必要があります。

今回の改正の主な内容といたしましては、個人町民税の住宅借入金特別控除額の期間を2年間延長する改正、今年度導入されました軽自動車税のグリーン化特例を平均29年度においても引き続き延長し実施することなどを定めてございます。また、平成31年10月1日の消費税率の改正に伴い、自動車における車体課税が見直しとなり、自動車取得税が廃止、軽自動車税につきましては、新たに軽自動車税の環境性能割が町税として導入され、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることによる改正となっております。更に、法人町民税の法人税割につきましては、本町におきましては地方税法で定められております制限税率の12.1%を採用しておりますが、地域間の税源の偏在化を是正するため、現行税率から3.7%の引き下げを行い、100分の8.4に引き下げるものでございます。それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。

新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の1ページでございます。右側が現行条例で左側が改正条例となっております。アンダーラインを引いている箇所が今回の改正箇所となっております。第1条関係でございますが、これは仁木町税条例の改正でございます。第7条の3の2の改正でございますが、個人町民税の住宅借入金特別税額控除の期間を2年間延長する改正となっております。第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例のうち、軽自動車税のグリーン化特例の延長を定めてございます。平成28年度の軽自動車税の課税におきまして平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪、軽四輪で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両の、平成28年度の軽自動車税が軽減されてございます。第16条の改正では、この課税の特例を平成29年度においても適用させる改正となっております。第1項は文言の整理を行ってございます。

次に、2ページでございます。第2項につきましては、電気自動車等に係る軽自動車税の軽課の特例を平成29年度分の課税に適用させる改正及び文言の整理でございます。第3項につきましては、平成27年度燃費基準プラス35%達成車に係る軽自動車税の軽課の特例を平成29年度分の課税に適用する改正及び文言の整理でございます。第4項につきましては、平成27年度燃費基準達成車に係る軽自動車税の課税の特例を平成29年度分の課税に適用する改正及び文言の整理でございます。3ページまででございます。

次に、4ページでございます。第2条関係の新旧対照表でございます。2条関係につきましては、平成31年10月1日から消費税が改正されることに伴う改正となっております。18条の3につきましては、納税証明事項の規定となっておりますが、車体課税の見直しに伴い現在の軽自動車税を種別割に名称変更するものでございます。19条につきましては、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定でございますが、今回の条例改正に伴う条文の追加を行うものでございます。

次に5ページ、中段の34条の4につきましては、法人税割の税率の規定でございます。消費税率の引き上げに伴い、法人税割の税率につきましては100分の12.1から100分の8.4に100分の3.7の引き下げを行うもの

でございます。第80条につきましては、軽自動車税の納税義務者等の規定でございます。現行の軽自動車税の納税義務者につきましては、その所有者に課すという規定でございますが、軽自動車税の環境性能割につきましては、軽自動車の取得者に、種別割につきましてはその所有者にそれぞれ課すという規定となっております。第2項につきましては、軽自動車の所有者には製造業者、販売業者等、地方税法第443条第2項の適用を要しないという規定でございます。第3項につきましては、引用条文の変更及び文言の整理を行っているものでございます。

次に、6ページでございます。現行条例の第80条の2につきましては、日本赤十字社の所有する軽自動車の非課税の規定であります。第81条の2に新たに規定しているため、削除しております。第81条につきましては、軽自動車税のみならず課税の規定でございます。軽自動車等の売買契約で売り主が当該軽自動車の所有権を留保している場合は、買い主を所有者とみなして軽自動車税を課すという規定でございます。第2項は、第1項の規定の適用を受けた契約において、買い主の変更があった場合の規定でございます。第3項は、販売業者等が販売以外の目的で取得した軽自動車における取り扱いの規定で、当該販売業者等を軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課税するという規定でございます。第4項は、法の施行地以外からの軽自動車の持ち込みに対する課税の適用について、軽自動車を持ち込んで運行したものを軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課すという規定でございます。第81条の2につきましては、日本赤十字社が所有し救急用の軽自動車税については非課税とする規定でございます。

次に、7ページでございます。第81条の3につきましては、環境性能割の課税標準の定めで、施行規則第15条の10の定めにより取得価格により算出することを規定しております。第81条の4につきましては、環境性能割の税率についての規定で、各軽自動車の環境性能に合わせて100分の1、100分の2、100分の3と税率を定めているものでございます。なお、電気自動車や燃料電池車、ガソリン車等で平成32年燃費基準プラス10%達成車などは、地方税法の本則の中で非課税とされているものでございます。第81条の5につきましては、環境性能割の徴収方法についての定めで、徴収は申告納付の方法とするものでございます。第81条の6につきましては、環境性能割の申告納付についての定めでございます。第81条の7につきましては、環境性能割に係る不申告に関する過料を定めてございます。

次に、8ページでございます。第81条の8につきましては、環境性能割の減免の規定で、公益のために使用する場合や身体障害者等に対する減免を定めているものでございます。第82条につきましては、現行の軽自動車税を種別割に改め、見出し記号の表示方法を変更するものでございます。税額についての変更はございません。

次に、9ページでございます。第83条、85条及び87条につきましても、軽自動車税を種別割に改め、引用条項及び文言の整理を行っているものでございます。

次に10ページでございます。第88条、89条、90条につきましても、軽自動車税を種別割に改め、文言の整理を行っているものでございます。11ページまででございます。

次に、12ページをお開き願います。第91条につきましても、軽自動車税を種別割に改め、引用条項の整理を行っているものでございます。附則でございますが、第15条の2から、13ページでございますが、第15条の4までにつきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、減免、申告納付の特例についての定めで、当分の間、町に代わって北海道が行うという規定でございます。第15条の5につきましては、環境

性能割の徴収事務取扱費の定めで、環境性能割の徴収事務を行うために必要な費用を町から北海道に交付することを定めてございます。第15条の6につきましては、営業用の軽自動車に対する環境性能割の税率の特例を定めているもので、環境性能によりそれぞれ減額することを定めているものでございます。第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例を定めているもので、引用条項及び文言の整理をしているものでございます。

次に、16ページをお開き願います。第3条の改正となってございますが、この条例につきましては、平成26年条例第4号の仁木町税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。附則第6条におきまして、今回の改正に合わせて文言の整理を行っているものでございます。

次に、18ページをお開き願います。こちらは第4条の改正でございます。この条例につきましては、平成27年条例第17号の仁木町税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。附則第6条第7項の延滞金にかかる規定を定めているもので、第19条第3号の項に環境性能割の申告納付の延滞金を追加するものでございます。

次に、前のページに戻りまして、改め文の6ページをお開き願います。改め文の6ページでは附則を謳ってございます。附則でございますが、第1条は施行期日の定めでございます。施行期日は平成29年4月1日からとしてございますが、第1条中、仁木町税条例附則第7条の3の2の規定につきましては公布の日から、第2条から第4条までの規定並びに附則第2条及び附則第4条の規定につきましては、消費税率が8%から10%に変更になる平成31年10月1日からの施行としてございます。附則第2条につきましては、町民税に関する経過措置、附則第3条及び第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

この条例の改正につきましても、国の法律が変わったことにより、うちの条例も改正するんだということでございますけれども、なかなかこの税金、税条例の関係は、なかなかちょっと理解しにくくてですね、単純にこの改正にあたって、今回仁木町にどのような影響が出るのか、わかれば、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）今回の軽自動車税の改正につきましては、平成31年の10月からということでございます。まだ試算の方はしてございませんが、今、自動車取得税交付金というのが年間450万円ほど、町の方に入ってきてございます。それが軽自動車税の取得税につきましては町税ですので、今度は町の方に入ってくるということと、あとは今までの場合は、取得税に対して70%、自動車取得税全体に対しての70%が町の方に交付金として入ってきたんですけれども、今度、普通自動車等に関する税金のみでございまして、その65%が町の方に入ってくるということで、単純に話していれば自動車取得税交付金につきましては、今後減額になるということになります。それに補えるかどうかわからないのですが、軽自動車税の今回の環境性能割という部分がうちの方の町税になりますので、その分が今、軽自動車の登録台数が、仁木町の場合750台ほどありまして、そのうちの仮に、仮の話をしますと、例えば10年で1回、買い換

えますということになれば、大体年間70台ほどが新車としての登録になっていくのかなと。そこまで多くはないと思うんですけども、その場合に、例えば100万円の車で70台ありましたと言った場合につきましては7000万円。70台掛ける100万円ですので7000万円に対して1%から2%、また非課税の税率がかかるということになりますので、約100万円前後のお金が町税として入ってくるのかなというような予測は立てていますが、実際にはまだ施行が先なものですから、そこまで試算もやってごさいませんし、その取得税自体も、今、町の方に交付されている450万円がどのくらい減るのかという、試算もですね、今の段階ではしてごさいませんので、はっきりと今申すわけにはいかないんですけども、そういうような傾向での金額になってくるのではないのかということ考えてごさいます。

○議長（横関一雄）他に、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）『ご異議なし』と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18 議案第20号

### 後志広域連合規約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第20号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第20号でございます。

後志広域連合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と後志広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見総務課長から申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第20号、後志広域連合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

後志広域連合は、管内の16町村をもって税の滞納整理、国民健康保険及び介護保険の事務を処理している組織であります。この度、平成28年度をもって終了する、第2次後志広域連合広域計画の次期計画となる、第3次後志広域連合広域計画の策定検討段階におきまして、広域化の調査研究に関する事務の見直しを行ったため、規約第4条及び5条に規定しております。広域連合が処理する事務及び広域連合が作成する広域計画の項目中、消防事務から教育委員会に関する事務までを削除し、規約の一部を変更するというものでございます。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行の規約で左側が改正案となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。規約の第4条第5号のイからカまでを削り、同号のキを同号イと変更するものでありまして、これまで消防の事務から教育委員会に関することまでについて広域化に向けた調査研究事務として規定しておりましたけれども、第3次の計画を策定するにあたり、当面、広域化が難しいと判断した事務について規定から削除をするものであります。

新旧対照表の2ページをお開き願います。こちら、規約の第5条第5号イからカまでの広域計画に記載する調査研究事務を削りまして、同号イとして、「その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。」を追加するものでございます。附則につきましては施行期日の定めでありまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するというものでございます。説明は以上で終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号『後志広域連合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第19 同意第1号

### 仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第19、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、同意第1号でございます。

仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 木村章生は、平成29年3月25日にその



任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。平成29年3月9日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目273番地、木村章生、昭和37年9月24日生まれでございます。木村氏の経歴についてご説明申し上げます。木村章生氏の学歴といたしまして、昭和56年3月北海道立余市高等学校卒業、昭和58年3月北海道農業学園高等科を修了しております。主なこれまでの職歴といたしまして、昭和58年4月に農業に従事し現在に至っております。この間平成12年4月には、北海道電力株式会社委託社員として入社しており、平成18年10月には北電サービスに契約社員として移動し、平成24年12月に退社しております。団体役員等につきましては、平成3年4月から平成4年4月、仁木町青年団体協議会会長。平成5年4月から平成6年4月には仁木町青年団体協議会会長。平成3年4月1日から平成4年4月30日には仁木町社会教育委員。平成5年4月1日から平成6年4月30日まで仁木町社会教育委員。平成5年6月1日から平成7年5月31日まで仁木町体育指導委員として勤められております。また、北後志消防組合仁木消防団として昭和62年4月1日から現在北後志消防組合仁木消防団団員として活動され、平成23年4月1日から平成27年3月31日まで同第2分団分団長として、そして、平成27年4月1日から現在まで北後志消防組合仁木消防団の副団長を務められております。その他、仁木スキー連盟の理事長、仁木スキーアルペン少年団育成会の指導員又は仁木町若鮎太鼓郷土芸能保存会の理事を歴任されております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、委員の任命にあたりまして、平成25年3月26日から仁木町教育委員に選任され、平成27年10月1日から仁木町教育委員会教育長職務代理者に就任されております、木村章生氏が教育委員会委員に適任と考えますので、ご同意くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時28分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。  
暫時休憩します。

休 憩 午前11時30分

---

再 開 午前11時31分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程は、全て終了しました。本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月21日火曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議、ご苦勞様でした。

散 会 午前11時31分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員



平成29年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成29年3月9日～3月21日（13日間）

2日目 平成29年3月10日（金）

（開議～午前9時30分／散会～午前11時31分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第11号	平成29年度余市郡仁木町一般会計予算	H29. 3. 10	委員会付託
議案第12号	平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H29. 3. 10	委員会付託
議案第13号	平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H29. 3. 10	委員会付託
議案第14号	平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H29. 3. 10	委員会付託
議案第5号	仁木町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定について	H29. 3. 10	委員会付託
議案第6号	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	委員会付託
議案第7号	仁木町高等学校生徒学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	委員会付託
議案第8号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	委員会付託
議案第9号	仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	委員会付託
議案第10号	ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	H29. 3. 10	委員会付託
議案第15号	仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	原案可決
議案第16号	仁木町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	原案可決
議案第17号	仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	原案可決
議案第18号	仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	原案可決
議案第19号	仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	H29. 3. 10	原案可決
議案第20号	後志広域連合規約を変更するための協議について	H29. 3. 10	原案可決
同意第1号	仁木町教育委員会委員の任命について	H29. 3. 10	同意可決